

広	資	料	第	1	7	9	号
令	和	6	年	2	月	8	日
市	民	部	保	險	年	金	課
市	民	情	報	提	供	資	料

令和6年度国民健康保険税率等及び国保財政健全化計画について（答申）

このことについて、令和6年2月5日付で武蔵村山市国民健康保険運営協議会から別紙のとおり答申がありましたので、お知らせします。

**令和6年度国民健康保険税率等
及び国保財政健全化計画につい
て（答申）**

令和6年2月5日

武蔵村山市国民健康保険運営協議会



目次

はじめに	1
国保事業費納付金の算定結果等の分析	2
1 東京都に納付する本市の令和6年度国保事業費納付金の算定結果	2
2 国保事業費納付金を支払うために必要な令和6年度標準保険税率の算定結果	2
3 一人当たり保険税額の比較	2
(1) 本市の状況	2
(2) 多摩26市の状況	2
4 国保事業費納付金における参考指数の状況	3
5 令和5年度国民健康保険税率等の状況	3
6 国民健康保険被保険者を取り巻く状況等	3
7 直近の一人当たり医療費及び受診率の推移	4
8 応能・応益割合の設定方法	5
9 当初予算における法定外繰入金の状況	5
令和6年度国民健康保険税率等について	6
1 令和6年度国民健康保険税率等における考え方	6
2 令和6年度国民健康保険税率等	6
(1) 基礎（医療）分	6
(2) 後期支援金分	7
(3) 介護納付金分	7
3 令和6年度税制改正大綱等に伴う対応	7
(1) 課税限度額の改正について	7
(2) 国民健康保険税の軽減判定所得の引き上げについて	8
国保財政健全化計画について	9
1 国保財政健全化計画とは	9
2 現行の国保財政健全化計画の進捗状況について	9
3 新たな国保財政健全化計画の策定に向けて	9
(1) 削減すべき法定外繰入金	10
(2) 各年度に削減する法定外繰入金	10
おわりに	11

はじめに

本協議会は、市長から諮問があった「令和6年度国民健康保険税率等及び国保財政健全化計画について」（令和5年11月29日付武発第1678号）を、計3回にわたって調査・検討した。

十分に審議を行った結果、令和6年度に改定すべき国民健康保険税率等及び国保財政健全化計画について、一定の結論を得たので、ここに答申するものである。

国保事業費納付金の算定結果等の分析

本協議会では、令和6年度に東京都に納付する国民健康保険事業費納付金（以下「国保事業費納付金」という。）及び国保事業費納付金を支払うために必要な標準保険税率の算定結果並びに本市の国民健康保険事業の状況等を分析し、令和6年度の税率等について検討した。今般東京都から示された令和6年度の国保事業費納付金について、東京都が医療費等を算定するに当たり、令和4年度の1年間分の実績を基礎として、2年間（令和2年度～令和4年度）の伸び率により推計を行った。

1 東京都に納付する本市の令和6年度国保事業費納付金の算定結果

課税項目	国保事業費納付金 (令和6年度)	国保事業費納付金 (令和5年度)	差引増減額 (令和6年度-令和5年度)
基礎（医療）分	1,613,212,102円	1,676,283,514円	▲63,071,412円
後期支援金分	514,067,940円	523,315,508円	▲9,247,568円
介護納付金分	187,867,783円	193,901,994円	▲6,034,211円
合計	2,315,147,825円	2,393,501,016円	▲78,353,191円

2 国保事業費納付金を支払うために必要な令和6年度標準保険税率の算定結果

課税項目	標準保険税率 (令和6年度)		本市税率 (令和5年度)		増減率及び増減額	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
基礎（医療）分	8.61%	51,906円	6.24%	33,400円	2.37%	18,506円
後期支援金分	2.90%	17,059円	1.81%	12,500円	1.09%	4,559円
介護納付金分	2.38%	17,270円	1.76%	13,000円	0.62%	4,270円

3 一人当たり保険税額の比較

(1) 本市の状況

令和6年度確定係数に基づく保険税額(A)	令和5年度確定係数に基づく保険税額(B)	伸び率① (A)/(B)	令和5年度当初賦課時の保険税額(C)	伸び率② (A)/(C)
※167,872円	156,973円	6.94%	99,796円	68.2%

※多摩26市中、税額の高い順で20位となっている。

(2) 多摩26市の状況（平均）

令和6年度確定係数に基づく保険税額(A)	令和5年度確定係数に基づく保険税額(B)	伸び率① (A)/(B)	令和5年度当初賦課時の保険税額(C)	伸び率② (A)/(C)
179,532円	171,737円	4.54%	97,477円	84.2%

上記1から3までの結果から、本市においては、基礎（医療）分について、東京都が算定した標準保険税率と大幅に乖離しており、国保事業費納付金を賄うために必要な保険税を賦課できていない状況にある。また、後期支援金分及び介護納付金分につ

いても乖離しており、納付金を賄うために必要な保険税が賦課できていない状況にあると言える。

4 国保事業費納付金における参考指数の状況

本市における国保事業費納付金の参考指数の状況は以下のとおりである。

項 目	令和6年度	多摩26市平均	順位 ^{※1}
医療費指数	1.0070	0.9379	1位
一人当たり総所得金額 ^{※2}	638,856円	758,895円	26位

※1 順位は、多摩26市で数値が高い順に並べたもの。

※2 一人当たり総所得金額は、医療分に係る金額である。

高齢化に伴う年齢構成の変化による一人当たり医療費の増及び医療需要の伸びに対し、一人当たり総所得金額は低い状況となっており、いわゆる構造的な問題を抱えている状況にある。

5 令和5年度国民健康保険税率等の状況

課税項目	種 別	多摩26市平均	本 市	備 考
基礎（医療）分	所得割	5.76%	6.24%	賦課限度額 65万円 本市限度額 65万円 限度額到達 24市
	均等割	30,151円	33,400円	
後期支援金分	所得割	1.98%	1.81%	賦課限度額 22万円 本市限度額 22万円 限度額到達 19市
	均等割	11,155円	12,500円	
介護納付金分	所得割	1.84%	1.76%	賦課限度額 17万円 本市限度額 17万円 限度額到達 25市
	均等割	13,532円	13,000円	

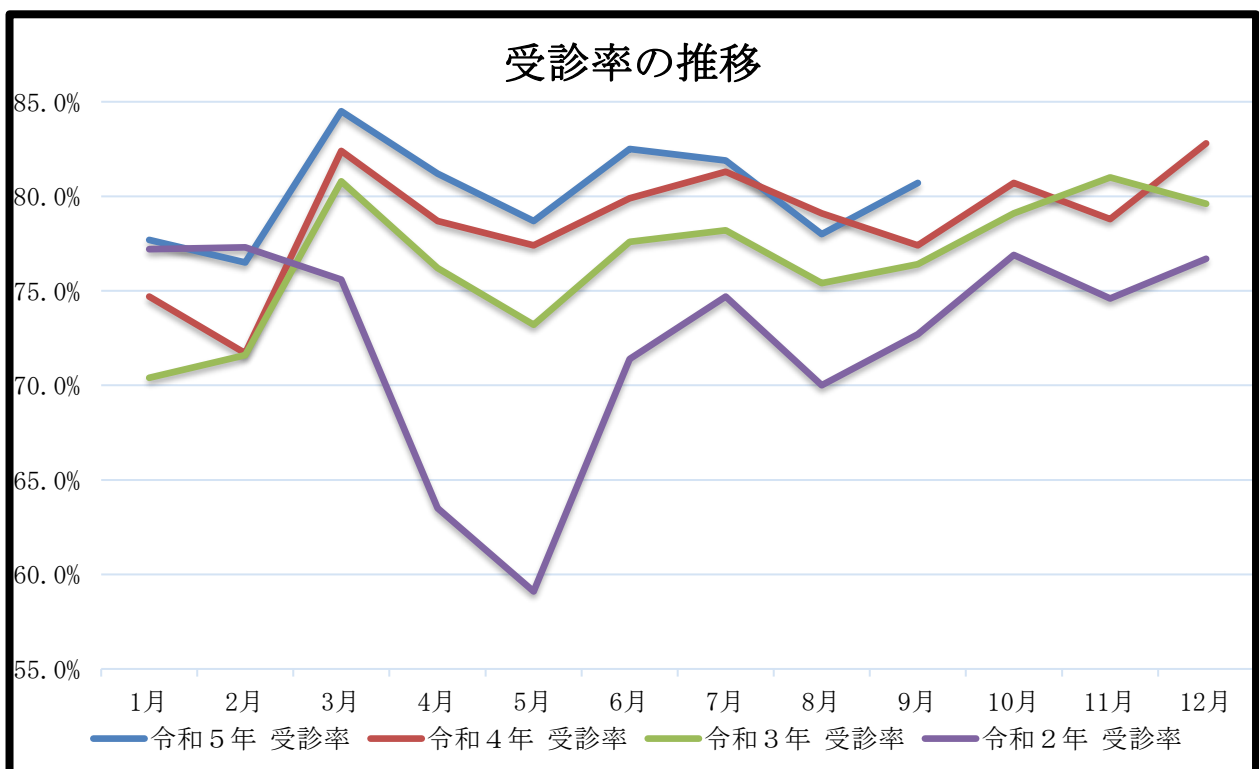
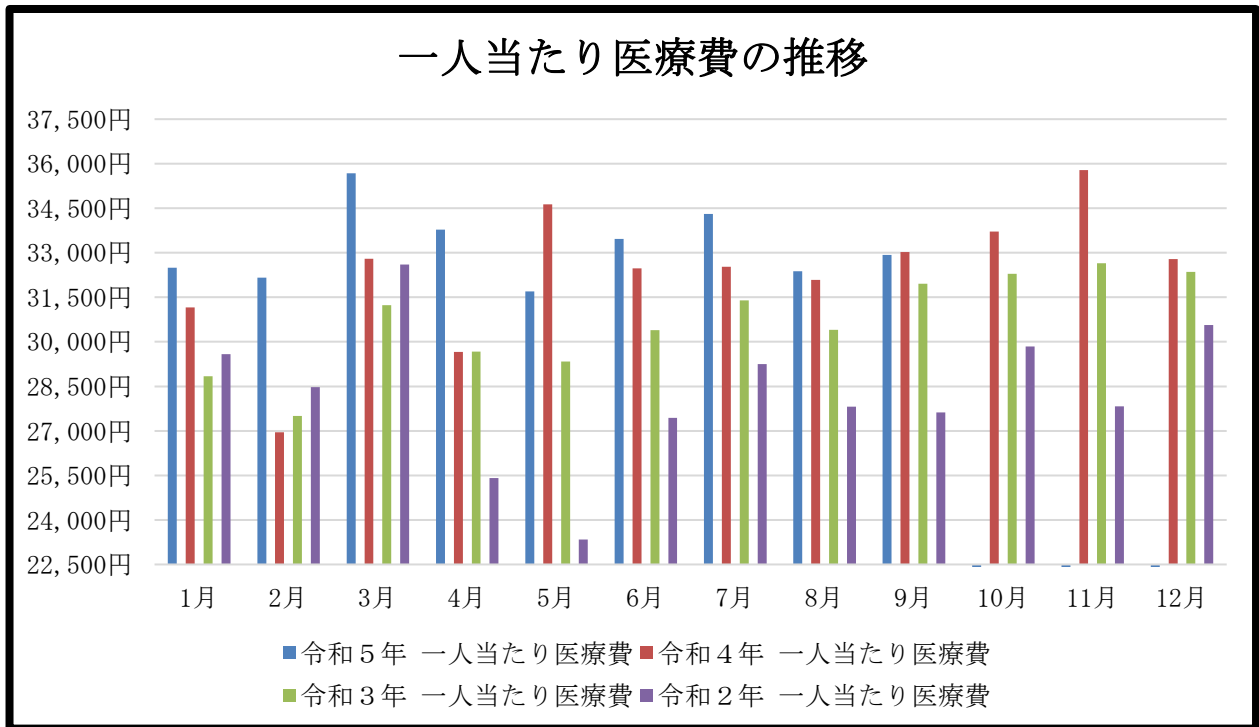
本市の税率等は、本協議会が答申した内容を基に改定を行ってきた。令和5年度時点における国民健康保険税率は、多摩26市平均と比較して、基礎（医療）分においては所得割と均等割がそれぞれ上回っており、後期支援金分及び介護納付金分の所得割は下回っている状況である。

6 国民健康保険被保険者を取り巻く状況等

内閣府が公表した月例経済報告（令和5年12月）によれば、「景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」とあり、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」と見込んでいる。

7 直近の一人当たり医療費及び受診率の推移

本市の令和2年から令和5年9月診療分までの推移については、以下のとおりである。令和5年における一人当たりの医療費及び受診率は直近と比較して、高い状況が続いている。



8 応能・応益割合の設定方法

従前地方税法に規定されていた応能・応益割合 50 : 50 の考え方は、平成 30 年度から廃止となっている。

東京都においては、各区市町村における標準保険税率を算定する際に、都の所得係数を反映した上で、各区市町村ごとの所得水準に応じて標準的な応能・応益割合を算定している。

【参考 1】本市の令和 5 年度当初賦課時点における応能・応益割合

課税項目	応能割 (所得割)	応益割 (均等割)	割合
基礎 (医療) 分	57.3	42.7	57 : 43
後期支援金分	51.0	49.0	51 : 49
介護納付金分	56.0	44.0	56 : 44

【参考 2】本市の令和 6 年度保険税改定見込みにおける応能・応益割合

課税項目	応能割 (所得割)	応益割 (均等割)	割合
基礎 (医療) 分	57.9	42.1	58 : 42
後期支援金分	50.9	49.1	51 : 49
介護納付金分	55.9	44.1	56 : 44

【参考 3】本市の所得水準に基づく標準的な応能・応益割合

課税項目	応能割 (所得割)	応益割 (均等割)	割合
基礎 (医療) 分	51.5	48.5	52 : 48
後期支援金分	51.9	48.1	52 : 48
介護納付金分	53.9	46.1	54 : 46

9 当初予算における法定外繰入金の状況

年度	法定外繰入金	被保険者一人当たり額
令和 4 年度	503,902,000 円	30,945 円
令和 5 年度	577,847,000 円	37,709 円

本市の当初予算における法定外繰入金について、令和 5 年度は前年度と比較したところ約 7,400 万円多く繰り入れた結果となっている。令和 5 年度は国保財政健全化変更計画に基づき税率改定したものの、令和 5 年度の国保事業費納付金が前年度と比較して、約 1 億 2 千万円増額となったことが主な要因である。

令和6年度国民健康保険税率等について

1 令和6年度国民健康保険税率等における考え方

依然として多額の法定外繰入金に依存している本市の国民健康保険財政は、市民負担の公平の観点、一般会計における他の施策の影響から改善していく必要がある。

このような中、令和6年度に東京都に納付する国保事業費納付金は、令和5年度と比較して、全体で約7,800万円の減が示されたものの、令和4年度との比較では、全体で約4,400万円の増であり、国民健康保険財政に与える影響が極めて大きい状態が続いている。

しかしながら、国保事業費納付金の変動については、令和6年度に限ったものではなく、金額が増加したものの中には、前年度比較で最大約1億2千万円増加したこと（令和4年度と令和5年度で比較）も過去にはあった。

国民健康保険税率等の改定については、法定外繰入金を削減・解消するため、現行の「国保財政健全化計画」を踏まえて行ってきた経過があるものの、変動する国保事業費納付金等の影響により、予定した削減額に到達していない状態である。

令和5年度は「国保財政健全化計画」の令和6年度から令和11年度まで（計画は6年区切り）を策定するが、今までの経過を生かしつつ、その時々的情勢に対応できる内容でなければならない。

令和6年度の国民健康保険税率等の改定に当たっては、これらのことを踏まえつつ、国民健康保険被保険者への影響も十分考慮する必要がある。

2 令和6年度国民健康保険税率等

上記の考え方に基づき、税率改定案について複数案の試算を行い、個別のモデルケースの税額の影響、法定外繰入金の見込み等について検討を行った結果、改定税率等については、以下のとおりとすることが適当である。

(1) 基礎（医療）分

項目	令和5年度	改定案	比較
所得割	6.24%	6.75%	0.51%
均等割	33,400円	35,200円	1,800円
課税限度額	650,000円	650,000円	増減なし
応能・応益割合	57:43	58:42	1:△1

基礎（医療）分については、法定外繰入金を削減するため、所得割の率及び均等割の額の増改定を行うものとし、本市の所得水準に基づく応能・応益割合を基本とすべきと考えるが、低所得者層への影響に配慮し、引き続き応能割に比重を置いたものとする。

(2) 後期支援金分

項目	令和5年度	改定案	比較
所得割	1.81%	1.83%	0.02%
均等割	12,500円	12,500円	増減なし
課税限度額	220,000円	220,000円	増減なし
応能・応益割合	51:49	51:49	増減なし

後期支援金分については、標準保険税率との乖離の観点から、所得割の率の増改定を行うものとし、本市の所得水準に基づき、応能・応益割合を基本とし、併せて、低所得者層への影響に配慮し、引き続き応能割に比重を置いたものとする。

(3) 介護納付金分

項目	令和5年度	改定案	比較
所得割	1.76%	1.76%	増減なし
均等割	13,000円	13,000円	増減なし
課税限度額	170,000円	170,000円	増減なし
応能・応益割合	56:44	56:44	増減なし

介護納付金分については、今後、介護保険に基づくサービス費の増加が想定されるところであるが、国保事業費納付金の算定結果から、令和6年度は据え置くこととする。

上記の基礎(医療)分及び後期支援金分の増改定により、全体として4.62%程度の調定額の増改定(被保険者一人当たり年間で平均4,565円の引き上げ)を行うが、当該改定のみでは、令和6年度の国保事業費納付金を全て賄うことは困難であることから、国民健康保険事業特別会計の収支の均衡を図るため、歳入不足については、法定外繰入金を増額により賄うことはやむを得ないものとする。

3 令和6年度税制改正大綱等に伴う対応

(1) 課税限度額の改正について

現在、国の令和6年度税制改正大綱において、後期支援金分の課税限度額の増額改正が予定されている。

課税項目	課税限度額改正前①	課税限度額改正後②	①及び②の比較
後期支援金分	220,000円	240,000円	20,000円

本市の課税限度額については、現時点では、関連法令の改正が行われていないため、現行の課税限度額での答申内容とするが、課税限度額の増額改正がなされた際には、直ちに同様の改正を行い、課税限度額の引上げによる課税増額分については、後期支援金分の所得割の率を以下のとおり引下げ、中間所得者層の負担軽減を図る

ことが適当である。

項目	令和5年度	答申改定案①	課税限度額 改正後②	①及び②の比較
後期支援金分	1.81%	1.83%	1.81%	△0.02%

なお、国においては被用者保険とのバランスを考慮し、段階的に課税限度額を引上げていく方針が示されており、本市においても、課税限度額どおりの改正を直ちに行うことにより、所得に応じた負担の公平性を確保することが望ましい。

(2) 国民健康保険税の軽減判定所得の引き上げについて

国の令和6年度税制改正大綱において、「国民健康保険税の軽減判定所得の引き上げ」については、物価上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響により、均等割軽減の対象となる世帯の範囲が縮小しないようにするため、世帯人数に乘じる額について、5割軽減では29.5万円（現行29万円）に、2割軽減では54.5万円（現行53.5万円）に引き上げることとしている。

本市においては、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の拡充については、被保険者の負担の軽減に直結するものであり、これまでも、税制改正大綱を受けた関連法令の改正がされ次第直ちに条例改正を行っているため、今回も同様の対応とされたい。

国保財政健全化計画について

1 国保財政健全化計画とは

この計画は、国民健康保険法第82条の2に基づき、東京都が策定した東京都国民健康保険運営方針※に定められている赤字解消・削減の取組として、策定するものである。

※東京都国民健康保険運営方針・・・

「都道府県国民健康保険運営方針の策定等について」(平成28年4月28日保発0428第16号厚生労働省保険局長通知)では、都道府県及び市町村において財政収支の改善等について検討を行うとともに、市町村は、赤字についての要因分析(医療費水準、保険料設定、保険料収納率等)を行い必要な対策について整理すること、都道府県は、国保運営方針に市町村ごとの赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定めることとしている。

2 現行の国保財政健全化計画の進捗状況について

現行の国保財政健全化計画の進捗状況は以下のとおりである。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
削減予定額	0千円	52,023千円	52,023千円	0千円
削減した額	349,534千円	△290,660千円	50,956千円	30,465千円

年 度	令和4年度	令和5年度※	合 計※
削減予定額	41,042千円	41,042千円	186,130千円
削減した額	△77,963千円	〇〇千円	62,332千円

※令和5年度の削減した額は令和6年9月頃に確定するため、合計から除いているものの、予定額の1/3程度しか法定外繰入金が消滅していない状況である。

3 新たな国保財政健全化計画の策定に向けて

国民健康保険法第82条の2第8項に、「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。」とある。今年度は「東京都国民健康保険運営方針」の改定年度にあたり、現時点における東京都が作成した「東京都国民健康保険運営方針」の改定案には法定外繰入金を行っている自治体数の削減に触れている。

令和3年度時点では57区市町村が法定外繰入金を行っているが、令和8年度末には35区市町村、令和11年度末に18区市町村とすることを目指すとしている。また時期は明記されていないが、「完全統一」(統一保険料率(同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険税とする))が実現された場合、それまで段階的に税率改定を行っていないならば、「完全統一」移行後の税率との乖離が大きくなる事象が発生する。段階的な税率改定は激変緩和の意味も含まれている。

このことから、これらの状況を踏まえ、本市の新たな国保財政健全化計画の策定に

当たっては、直近の令和4年度決算時の法定外繰入金を基準とし、本市が現行計画で法定外繰入金の解消年度を令和12年度としていることを踏まえたものとするのが望ましい。

(1) 削減すべき法定外繰入金

平成30年1月29日付厚生労働省保険局国民健康保険課長通知による法定外繰入金の定義である「決算補填等を目的とする一般会計繰入金」について、本市の場合は以下のとおりである。

令和4年度決算 その他一般会計繰入①	決算補填等目的以外の繰入金② (事務費、保健事業費繰入等)	削減すべき法定外繰入金 (①-②)
499,696,000円	70,822,916円	428,873,084円

(2) 各年度に削減する法定外繰入金

各年度に削減する法定外繰入金については以下のとおりとする。

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
削減予定額	61,268千円	61,268千円	61,268千円	61,268千円

年 度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計
削減予定額	61,268千円	61,268千円	61,268千円	428,876千円

なお今後の法定外繰入金の削減における国民健康保険税率等の改定については、新たに策定する国保財政健全化計画を基本としつつ、引き続き国民健康保険被保険者への影響を十分考慮した上で、決定していくことが望ましい。

おわりに

本市の国民健康保険財政は、一般会計からの多額の法定外繰入金に依存し、収支の均衡を保ってきた経過があるが、市民負担の公平性の観点、一般会計における他の施策への影響等から、改善していく必要がある。

このような中、令和6年度に東京都に納付する国保事業費納付金は、前年度と比較して減少したものの、依然として国民健康保険財政に与える影響が極めて大きい状態が続いている。

本市では、法定外繰入金を削減・解消するため、計画的な税率等の改定を行ってきたが、これまでと同様に国保事業費納付金の影響を保険税負担に全て転嫁することは、現在の物価高騰の状況等を考慮すると被保険者の負担への影響が大きく、適切ではないものとする。

本協議会としては、新たに策定する国保財政健全化計画を基本とすることで、国民健康保険事業特別会計の収支の均衡を図りつつ、また被保険者の負担を配慮するという立場である。令和6年度の国民健康保険税率等については、これらのことを踏まえ答申を行うものである。

また答申のうち、新たに策定する国保財政健全化計画を基本とするということについて、被保険者に大きな影響を与えるといった想定外の事象が発生した場合については、その時の状況を踏まえた柔軟な対応が求められる。

しかしこのような事象が発生しない限りは、「東京都国民健康保険運営方針」の改定案において、法定外繰入金を行っている自治体数の削減に触れていることから、本市においてもそれに沿った内容となることが望ましいと考える。

先にも述べているように、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、どこに住んでいても同じ保険税とする「完全統一」が実現された場合、それまで段階的に税率改定を行うことが保険税の激変緩和に繋がってくる。

法定外繰入金に頼らない財政運営を行うという目標を達成するために、保険税率等の改定はもちろんのこと、特定健診の受診率向上を今後も継続して図っていくなど、医療費の抑制にも努めてもらいたい。